

島根かみあり国スポ競技力向上対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 島根県競技力向上対策本部（は、2030年に島根県で開催される島根かみあり国スポ（第84回国民スポーツ大会）での天皇杯・皇后杯獲得に向けて競技団体が行う競技力向上に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、この要綱に定めるところによる。それ以外のことについては、島根県補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）を準用する。

(補助対象事業等)

第2条 この補助金の補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表1のとおりとする。

- 2 補助事業者は、国民スポーツ大会における正式競技の競技団体等で、別表2に掲げる団体とする。
- 3 補助対象事業の補助対象経費及び補助金額は、別表3のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする競技団体は、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助事業に係る収支予算書
- (3) その他本部長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第4条 本部長は、前条1項に規定する交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、補助事業者へ書面により通知するものとする。

(補助事業の内容変更)

第5条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第2号）に関係書類を添えて本部長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 全体事業費の額を増額するとき。
- (2) 全体事業費の額の2割を超える額を減額するとき。
- (3) 補助事業間の配分を変更するとき。ただし、配分の変更により増額となる事業について、変更前の事業費に比較して2割未満の増額である場合を除く。
- (4) 補助対象事業の目的の達成に影響を与える変更をするとき

(5) その他補助対象事業について重要な変更をするとき

- 2 本部長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止等)

第6条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を本部長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは、速やかに書面により本部長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実施状況報告)

第7条 本部長は、必要に応じて補助事業者に対し補助事業の遂行状況の報告を求めることができる。

- 2 前項により、状況報告を求められた補助事業者は、速やかに実施状況報告書（様式第4号）により本部長に報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日、又は年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第5号）に、関係書類を添えて、本部長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 本部長は、前条に規定する報告があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定内容（第5条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）に適合すると認めたときには、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に通知する。

(補助金の支払)

第10条 前条の規定に補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、精算払請求書（様式第6号）を本部長に提出しなければならない。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者が前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第7号）を本部長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 本部長は、次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の

決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) その他本部長が補助金の交付が適当でないと認めたとき

(補助金の返還)

第12条 本部長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、取消しを決定した日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の規定は、第6条第2項の場合にこれを準用する。

3 本部長は、第9条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助金の額の確定した日から15日以内の期限を定めて、当該額の返還を命ずるものとする。

(財産の管理等)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、本部長が必要と認めた経費の内、1品の取得価格が10万円を超える取得財産について、取得財産管理台帳（様式第8号）を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、1品の取得価格が10万円を超える取得財産に、補助金により購入したものである旨を記さなければならない。

(財産の処分)

第14条 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまでに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄するときは、財産処分承認申請書（様式第9号）を本部長に提出し、承認を得なければならない。

(仕入控除額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告を行い、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、仕入控除税額報告書（様式第10号）により速やかに本部長に報告しなければならない。

2 本部長は、前項の報告があった場合には、該当消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の返還を命ずる。

(証拠書類の保存)

第 16 条 補助事業者は、補助事業に係る収支の帳簿その他証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(補則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度分の事業から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度分の事業から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 1 月 1 日から施行し、令和 5 年度分の事業から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度分の事業から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度分の事業から適用する。

別表第1（第2条関係）

大事業名		小事業名	
1	組織体制の整備・充実	1	競技力向上推進体制支援事業
2	選手の発掘・育成・強化	2	ジュニアアスリート強化事業
		3	ターゲットエイジ個人指定事業
		4	国スポ強化指定校支援事業
		5	国スポ選手強化事業
		6	ふるさと選手支援事業
		7	アドバイザーコーチ招請事業
		8	世界を目指すアスリート支援事業
3	R 7 中国総体強化支援	9	R 7 中国総体強化支援事業
4	中学生クラブ創立・運営支援	10	中学生クラブ創立支援事業
		11	中学生クラブ運営支援事業

別表第2（第2条関係）

団体名			
1	（一財）島根陸上競技協会	24	島根県バドミントン協会
2	（一財）島根県水泳連盟	25	島根県弓道連盟
3	（一社）島根県サッカー協会	26	島根県ライフル射撃協会
4	島根県テニス協会	27	島根県剣道連盟
5	島根県ローイング協会	28	島根県ラグビーフットボール協会
6	島根県ホッケー協会	29	島根県山岳連盟
7	島根県ボクシング連盟	30	島根県カヌー協会
8	島根県バレーボール協会	31	島根県アーチェリー連盟
9	島根県体操協会	32	島根県空手道連盟
10	（一財）島根県バスケットボール協会	33	島根県銃剣道連盟
11	島根県レスリング協会	34	島根県クレー射撃協会
12	島根県ヨット連盟	35	島根県なぎなた連盟
13	島根県ウエイトリフティング協会	36	島根県ボウリング連盟
14	島根県ハンドボール協会	37	島根県ゴルフ協会
15	島根県自転車競技連盟	38	（一社）島根県トライアスロン協会
16	島根県ソフトテニス連盟	39	島根県スキー連盟
17	（一社）島根県卓球協会	40	島根県スケート連盟
18	島根県軟式野球連盟	41	島根県アイスホッケー連盟
19	島根県相撲連盟	42	島根県高等学校体育連盟陸上競技専門部
20	島根県馬術連盟	43	島根かみあり国スポ強化指定校指定を受けた高等学校
21	島根県フェンシング協会	44	R 7 中国総体に係る特別強化又は一般強化の指定を受けた高等学校
22	島根県柔道連盟		
23	島根県ソフトボール協会	45	その他本部長が必要と認める団体

別表第3（第2条関係）

	事業名	補助対象経費								補助金額 (1 競技団体あたり)
		謝金	旅費 (※1)	需用費			役務費 (※2)	使用料及び賃借料	備品購入費	本部長が特に必要と認める経費
				食糧費	消耗品費	印刷製本費				
1	競技力向上推進体制支援事業	●	●				●	●		(※4)
2	ジュニアアスリート強化事業	●	●	●			●	●		
3	ターゲットエイジ個人指定事業 (※3)		●		●		●		●	
4	国スポ強化指定校支援事業 (練習付帯経費含む) (※5)	●	●	●	●		●	●		
5	国スポ選手強化事業 (練習付帯経費含む) (※5)	●	●	●	●		●	●	● (※4)	
6	ふるさと選手支援事業		●							
7	アドバイザーコーチ招請事業	●	●				●	●		
8	世界を目指すアスリート支援事業	●	●	●			●	●		
9	R 7 中国総体強化支援事業	●	●	●			●	●		
10	中学生クラブ創立支援事業				●				●	
11	中学生クラブ運営支援事業	●	●		●	●	●	●		

(※1) 旅 費：交通費、宿泊費及び付随する経費（駐車場代など）

(※2) 役務費：通信運搬費、保険料及び大会参加料

(※3) 支援対象者の活動に係る支援に限る

(※4) 事前協議で認めた場合に限る

(※5) 当該事業費（本部長があらかじめ練習付帯経費の配分額として内示したものは除く）の 10%又は 50 万円のいずれか少ない方の額の範囲内の額を練習付帯経費として執行可能